

セントラルパーク基本計画検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、セントラルパーク基本計画検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、セントラルパーク基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(受付)

第2条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開催前までに、自己の氏名及び住所を傍聴希望者受付簿（様式第1号）に記入し、整理番号票（様式第2号）の交付を受けなければならない。

(定員)

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ検討委員会の委員長（以下「委員長」という。）が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときには、抽選によって傍聴人を決するものとする。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、検討委員会の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、検討委員会の会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等を使用しないこと。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、委員長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、検討委員会が傍聴を認めない議題に関する協議を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第8条 委員長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度委員長が決するものとする。

附則

この要領は、平成27年12月4日から施行する。

年 月 日 第 回 セントラルパーク基本計画検討委員会

傍聽希望者受付簿

[illegible]

様式第2号

年 月 日

第 回 セントラルパーク基本計画検討委員会

整 理 番 号 票

No. _____

傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、
係員の求めに応じ提示してください。